

防経会第2415号  
20. 3. 3  
一部改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1

大臣官房長  
地方協力局長 殿

事務次官

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第12条第1  
項に規定する安全管理規程について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：人事教育局長

## 防衛省（一般職職員）安全管理規程

### 1 安全管理者

防衛省における人事院規則 10－4（職員の保健及び安全保持）（以下単に「人事院規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する安全管理者は、大臣官房会計課長とし、同条第 2 項各号に掲げる事務を行うものとする。

### 2 安全管理担当者

防衛省における人事院規則第 7 条に規定する安全管理担当者は、大臣官房会計課庁舎管理室施設管理班施設管理係長とし、安全管理者の事務を補助するものとする。

### 3 安全管理者等不在時の代理

安全管理者及び安全管理担当者は、出張、病気その他の事由による不在の場合に備えて、あらかじめその代理者を定めておかなければならない。

### 4 火元責任者

防衛省における人事院規則第 11 条に規定する火元責任者は、防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成 12 年防衛庁訓令第 38 号）第 26 条第 1 項に規定する火気取締責任者のうち、一般職に属する職員（以下「一般職職員」という。）が勤務する場所における火気取締責任者とする。

### 5 意見聴取

安全管理者は、一般職職員からの安全管理に関する提案その他の意見を聴取するための適切な措置を採らなければならない。

### 6 安全教育

安全管理者は、一般職職員の安全の保持について必要な教育を行い、知識の啓発に努めなければならない。

## 7 設備等の検査

- (1) 安全管理者は、一般職職員が勤務する建物について、人事院規則第32条第1項に規定する設備等がある場合には、当該設備等の検査について十分な知識及び技能を有すると認められる職員に、同項に規定する検査を行わせなければならない。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に基づく相当の検査をもってこれに代えることができる。
- (2) 安全管理者は、前項の規定にかかわらず、同項の検査を職員以外の者に委託してこれを行わせることができる。この場合には、適当と認める職員に立ち会わせなければならない。
- (3) 第1項の検査を命ぜられた職員又は前項の委託を受けた者が行う検査に立ち会った職員は、検査の内容及びその結果を書面により安全管理者に報告しなければならない。
- (4) 安全管理者は、前項の書面を保存しなければならない。

## 8 避難訓練等

安全管理者は、災害発生の危険が急迫した場合における一般職職員の安全を図るため、避難のための通路の確保、設備等の整備、一般職職員の訓練等の措置を行わなければならない。

## 9 事務の委任

人事院規則第12条第3項の規定による報告（健康管理規程に関する報告を除く。）、第33条の規定による届出並びに第35条第1項及び第2項の規定による報告は、大臣官房会計課長が行う。

## 10 細則

この通達の実施に関し必要な事項は、大臣官房会計課長が定める。